

令和3年度（令和2年度事業対象）

東海村教育行政評価報告書

（東海村教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価）

東海村教育委員会

教育行政評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、「効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たす」という観点から、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、公表するものです。

評価については、まず、令和2年度に実施した事業の中から、各課室において課題や改善の必要があると思われる2事業を選定し、達成目標とこれまでの経過を確認。その後、どのように運営してきたのか、事業の評価を次年度の施策にいかに関与させるかという視点で自己評価を行い、それをもとに東海村教育委員会事務点検評価委員会において、有識者の方々に評価をしていただきました。

教育行政を進めるにあたっては、各事業の検証・点検・評価が重要であります。今回も、いくつかの事業において、評価基準の設定や事業の取り組みについて、課題が明確になりました。ご指摘いただいた改善点等については、今後の教育行政の方向性や取り組みに反映し、本村の教育の充実、発展につなげてまいりたいと思います。

2回にわたる東海村教育委員会事務点検評価委員会で、熱心に、慎重なるご審議をいただいた委員の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

令和3年9月

東海村教育長 伴 敦夫

東海村の教育理念

教育立村 ～ まちづくりは人づくり 人づくりは教育から ～

「社会全体で子育てするステキなまち “とうかい”」

「村民一人ひとりがキラリ輝くまち “とうかい”」

- 1 確かな学びと豊かな心
- 2 学べる環境づくり
- 3 多様な世代・個性のつながりと交流
- 4 ふるさとを次世代につなぐ
- 5 健全な心と体の育成

【東海村教育振興基本計画 -とうかい教育プラン2025-より】

目 次

I 教育委員会の活動状況

1 教育長と教育委員	・・・	1
2 主な活動内容	・・・	1
3 令和2年度 活動実績	・・・	2
(1) 教育委員会（定例会・臨時会）の開催状況	・・・	2
(2) 教育委員会（定例会・臨時会）の回数・件数	・・・	5
(3) 総合教育会議の参加状況	・・・	5
(4) その他の活動（参加行事・研修会等）	・・・	5
(5) 教育委員の活動所感・意見等	・・・	6

II 東海村教育行政評価の概要

1 趣旨	・・・	1 1
2 点検及び評価の対象とする事業	・・・	1 1
3 学識経験者の知見の活用	・・・	1 1
4 主な経過	・・・	1 2

III 対象事業の点検・評価

1 評価シートの見方	・・・	1 3
2 対象事業評価シート		
(1) 東海村教育振興基本計画ーとうかい教育プラン2025ー策定	・・・	1 5
(2) 学校給食食物アレルギー対応事業	・・・	1 9
(3) 青少年相談員の運営について	・・・	2 0
(4) 青少年相談（カウンセラー面接相談・電話相談）について	・・・	2 1
(5) いじめ問題に関すること	・・・	2 2
(6) 不登校児童生徒の支援に関すること	・・・	2 4

IV 点検評価委員の総評	・・・	2 5
--------------	-----	-----

I 教育委員会の活動状況

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として、各都道府県と市区町村等に置かれる合議制の執行機関で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき運営されており、学校の運営や管理、教育方針、青少年教育等、教育に関する事項について管理・執行しています。

1. 教育長と教育委員

令和3年9月現在

職 名	氏 名	任 期	期数	備 考
教 育 長	伴 敦夫	令和3年1月1日 ～令和3年12月31日	1期	元学校長 元水戸教育事務所長
教 育 長 職務代理者	藤田 秀美	令和元年11月1日 ～令和5年10月31日	2期	元学校長
委 員	高崎あす美	令和2年11月1日 ～令和6年10月31日	2期	保護者
委 員	渡辺 克平	平成30年11月1日 ～令和3年10月31日	1期	元副校長
委 員	小林 祐子	平成31年3月28日 ～令和4年10月31日	1期	元私立こども園長 元学校長

2. 主な活動内容

教育委員会の会議において、教育行政における重要事項や基本方針等の決定に基づき、教育長が具体的な事務を執行しています。原則として毎月25日に開催する「定例会」及び必要に応じて招集する「臨時会」があります。村長部局との連携を強化するため、年2回程度の総合教育会議に出席し、本村教育の課題やあるべき姿等を共有、意思疎通を図っています。

その他、学校行事（入学式・卒業式・運動会）やその他の教育関連行事への参加、学校訪問等を行い、教育現場の実情を踏まえながら、より良い教育行政を目指し、学校教育や生涯学習など、幅広い施策を展開しています。

3. 令和2年度 活動実績

(1) 教育委員会（定例会・臨時会）の開催状況

区 分 (開催日)	種別	提出議題及びその他の報告
令和2年 4月定例会 (4月24日)	専 決	○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について
		○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について
		○東海村教育支援委員会の委員の委嘱について
	報 告	○東海村学区審議会からの学区の見直し（答申）について
6月定例会 (6月25日)	専 決	○東海村スポーツ推進委員規則及び東海村立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
		○東海村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
		○東海村スポーツ推進計画推進委員会設置要綱の一部を改正する告示について
		○東海村教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について
		○東海村いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
		○令和2年第2回東海村議会臨時会に付議する教育委員会に係る予算議案の意見聴取について
		○東海村児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について
		○東海村社会教育委員の委嘱について
		○東海村公民館運営審議会委員の委嘱について
		○第02-29-102-K-001号 総合体育館外装改修工事請負契約の締結に係る議案の意見聴取について
		○収蔵庫用備品購入契約の締結に係る議案の意見聴取について
		○令和2年第2回東海村議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案の意見聴取について
		○東海村立学校の夏季休業日及び冬季休業日の特例措置に関する規則について
	議 案	○東海村児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について ○東海村教育振興基本計画ワーキング委員会設置要綱の制定について
	その他	○幼保再編整備について

区 分 (開催日)	種別	提出議題及びその他の報告
7月定例会 (7月27日)	議 案	○令和3年度小・中学校において使用する教科用図書並びに小・中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書の採択について（非公開）
		○令和2年第3回東海村議会臨時会に付議する教育委員会に係る予算議案の意見聴取について
	その他	○幼保再編整備について
		○寄附の受入れについて
8月定例会 (8月25日)	議 案	○令和2年第3回東海村議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案の意見聴取について
		○第02-29-202-K-002号 旧中央公民館解体工事請負契約の締結に係る議案の意見聴取について
		○学校歯科医の解嘱及び委嘱について
	報 告	○「村立保育所、幼稚園等に関する再編整備基本計画」の見直しについて
	その他	○令和元年度公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の報告について
		○寄附の受入れについて
9月定例会 (9月25日)	専 決	○特別展示室展示ケース購入契約の締結に係る議案の意見聴取について
	議 案	○令和2年度準要保護児童生徒の認定について（非公開）
		○学芸員の任用発令について
10月定例会 (10月27日)	—	提出議案及びその他の報告なし
11月定例会 (11月25日)	専 決	○令和2年度（令和元年度事業対象）東海村教育行政評価報告書（東海村教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価）について
	議 案	○東海村文化財保護活用基金の設置，管理及び処分に関する条例の制定に係る議案の意見聴取について
		○指定管理者の指定について
		○令和2年第4回東海村議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案の意見聴取について

区 分 (開催日)	種別	提出議題及びその他の報告
1 1 月定例会 (1 1 月 2 5 日)	議 案	○東海村教育委員会教育長の辞職に伴う同意について（非公開）
	その他	○寄附の受入れについて
	その他	○東海村教育振興基本計画について
1 2 月定例会 (1 2 月 2 3 日)	その他	○東海村教育振興基本計画について
令和 3 年 1 月定例会 (1 月 2 5 日)	その他	○「（仮称）歴史と未来の交流館」の管理・運営について
2 月定例会 (2 月 2 2 日)	議 案	○教育長の報酬を伴う事業若しくは事務の従事について
		○東海村（仮称）歴史と未来の交流館建設基金の設置，管理及び処分に関する条例の廃止に係る議案の意見聴取について
		○東海村歴史と未来の交流館条例の制定に係る議案の意見聴取について
		○東海村青少年センター設置条例の廃止に係る議案の意見聴取について
		○令和 3 年第 1 回東海村議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案の意見聴取について
	その他	○東海村教育振興基本計画について ○東海村教育支援委員会の審議結果について（非公開）
3 月臨時会 (3 月 1 5 日)	議 案	○「東海村教育振興基本計画—とうかい教育プラン 2 0 2 5—」の策定について
		○教職員の人事異動について（非公開）
3 月定例会 (3 月 2 6 日)	議 案	○スポーツ推進委員の委嘱について
		○学校歯科医の解嘱及び委嘱について
		○令和 3 年度 教育施設等工事計画の策定について
		○教育委員会事務局職員及び教育機関の職員の人事異動について

(2) 教育委員会（定例会・臨時会）回数・件数

区 分	開催回数	教育委員会提出議案等件数			
		選 挙	議 案	報告・専決	協 議
定例会	1 1 回	0 件	2 2 件	2 0 件	0 件
臨時会	1 回	0 件	2 件	0 件	0 件
合 計	1 2 回	0 件	2 4 件	2 0 件	0 件

※議案件数等に 「その他」 は含みません。

(3) 総合教育会議の参加状況

開催日	議 題
令和3年3月26日	東海村教育の大綱について

※総合教育会議は学校教育課補助執行事務です。

(4) その他の活動（参加行事・研修会等）

月 日	内 容	月 日	内 容
令和2年 4月 1日	教職員等辞令交付伝達式 (新任・転入者)	9月・10月	村立小学校運動会 9/19 石神 9/26 白方・照沼・舟石川・村松 10/17 中丸
4月 7日	村立小学校入学式		
4月 8日	村立中学校入学式	10月 8日	人権市町村教育委員会訪問
4月12日	村立幼稚園入園式	11月 6日	研究発表会（村松小学校）
	認定こども園入園式	11月30日	G I G A スクール先進地視察 (大子町)
6月 5日	茨城県第2採択地区 第1回教科用図書選定協議会	令和3年 2月 4日	立志式
7月12日	中学校交流大会	2月17日	東海村教育振興大会
7月15日	茨城県第2採択地区 第2回教科用図書選定協議会	3月11日	村立中学校 卒業式
8月10日	中学校吹奏楽部演奏会	3月22日	村立小学校 卒業式
9月13日	村立中学校体育祭	3月31日	教職員等辞令交付伝達式 (退職・転出者)

(5) 教育委員の活動所感・意見等

令和3年5月25日聴取

【教育委員の活動について】

- 教育委員の活動等の開催回数は妥当である。また、活動日についても、教育委員会定例会の日程と併せて開催することで、効率的にできている。
- 県外の視察研修については、コロナ禍のため実施できなかったが、感染防止の観点からも適切な判断であった。
- 委員からの質問や意見にも、熱心に耳を傾ける事務局と、誠意のある質疑応答や意見交換ができたと感じる。
- 事務局担当者より、施策等の詳細な説明を受け理解が進んだ。また、実務担当者との意見交換ができる貴重な場でもあり、今後も実務について聞いていきたい。
- 教育委員会定例会では、事務局・担当者より、資料の事前配布及び当日の丁寧な説明により、分かりやすく意見が述べやすかった。
- 資料の事前配布及び丁寧な説明により、月1回の定例会が充実したものになった。

【学校訪問について】

- コロナ禍により、活動の制限はあったものの、実際に学校現場の声を聞き、見たりすることで、各学校の取り組み状況や課題の把握ができ、大変参考になった。
- 学校訪問では、各学校において徹底した新型コロナウイルス感染対策が施され、子どもたちを安心して登校させられる環境が整っている状況が確認できた。このような状況の中でも、先生方と子どもたちが、今までと変わらず元気に楽しく充実した授業や活動を展開している姿に感動し、日々の努力や試行錯誤の成果等を感じ取ることができた。
- 学校訪問では、各学校の状況を、校長から直接聞くことができ、コロナ禍において学校運営に尽力されている学校現場の工夫を、肌で感じる良い機会となった。

【新型コロナウイルス感染症の影響と学校教育等について】

- 新型コロナウイルス感染症が心配される状況が続いており、感染防止を図りながら教育活動を展開していく難しさがある。現場の先生におかれては、健康を第一としながらも、子どもたちの笑顔を大切に、日々関わってほしい。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、計画した行事等が中止や延期になり残念である。担当者には、健康や安全を再度見直す機会として、今後に役立ててほしい。
- 学校において、新型コロナウイルス感染者が確認された際に、適切な対応と情報公開が行われてきたことは、児童・生徒及び保護者にとって安心につながったと思う。
- 新型コロナウイルス感染防止の観点から、学校現場では「新しい生活様式」に基づいた行動が求められた。子どもたちや教職員は大変な我慢を強いられ、不安やストレスを抱えた1年だったと思う。それでも落ち着いた雰囲気の中で、教育活動を実践されたのは、教育委員会関係者の支援活動の賜であると感謝する。
- 小学校に続き、中学校においても新指導要領が実施される。コロナ禍にあつては、欲張らず精選し、無理のない教育活動を進めていく必要があると考える。コロナ禍で、学校の教育活動が制限されていた間、見直しをしてきた教育課程や行事など、新たな試みで実施した内容をしっかり検証し、自分たちの「働き方改革」につなげてほしい。
- コロナ禍で、先の予測が難しい状況下、指導室においては、学校行事の中止・延期及び内容変更等、学校と連携してチームの核を担っていると思う。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ほとんどの行事が中止となる中、やっとの思いで開催された運動会・体育祭では、子どもたちのあふれんばかりのパワーを感じた。
また、この厳しい状況を乗り越える力を、先生方と一緒に身につけていることをしっかりと実感できた。どのような状況の中であっても、決してあきらめることなく、前向きに進んでいく力を更に育ててほしい。
- 小学校の入学式や卒業式では、コロナ禍のため教育委員からの祝辞はなかったが、児童が主役となりシンプルな式典で大変良かった。今後も児童が主役の式次第で進めてほしい。なお、中学校は、義務教育終了を考慮し、村長と教育長の祝辞とすべきと考える。

○規模を縮小して行われた卒業式は、これまでのような盛大なものではなく、「心のこもった、温かく思い出に残る式典」ができることを見せていただいた。困難を乗り越えた日々も素晴らしい思い出となり、子どもたちの今後の支えになることを願う。

○入学式、卒業式、運動会等については、新型コロナウイルス感染対策を十分行い、「子ども達の心に、感動の経験として残る行事にしたい。」そして、「そのために今できる限りのことをしよう。」という先生方の思いを感じた。

○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、休校から始まった令和2年度は、子どもたちにとっても、先生方にとっても、本当に大変な一年であったと思う。しかし、そのような状況の中でも、より良い学校生活のために、学校関係者、教育委員会にご尽力いただいた。マスク、消毒等の予防対策が当たり前となり、普段の生活様式もがらりと変化したように、教育も大きな変化のときを迎えていると考える。ICT、そしてリモートと現代に必要とされる力が、子どもたち一人ひとりにしっかりと身についていくよう、引き続き、指導及び支援いただきたい。

【学校教育分野について】

○東海村教育基本計画「とうかい教育プラン2025」が策定された。実践に向けた具体的政策や施策などを積極的に紹介し、様々な媒体を通してタイムリーに発信していくことにより教育行政への理解・関心を深めてほしい。

○指導室から報告される、「教育指導行政報告書」は、毎年楽しみに読ませていただいている。事業の状況や結果、今後の重点等を教職員に啓発しながら事業を展開してほしい。

○GIGAスクール構想プロジェクトがスタートし、各学校が研修を重ね、積極的にタブレット等を活用するなど、ICT教育が一段と充実してきていると感じる。この取り組みが、授業や活動の幅を広げることはもちろん、子どもたちの表現力も大きく広げてくれること、そして一人ひとりが自分を表現する一つの手段として活用できるよう期待する。

○ICT教育（GIGAスクール構想）推進の一環として、デジタル教材を活用できる環境整備を進めている。一人一台のタブレット端末配布が完了し、子どもたちは日常的にタブレット等を活用している。まさに「習うより慣れろ」で、どんどん使わせることで技能を高めてほしい。

○コミュニティ・スクールの推進により、地域と学校が連携・協力した学校運営を行う体制が構築され、制度の周知も図られてきている。地域の人材を活用し、技能教科の実技指導や体験的な学習の充実、構内の環境美化にもつながっており、円滑な学校支援が進んできている。

○SNSでのトラブル、いじめ、不登校等、子どもたちを取り巻く問題は尽きない。学校・地域・家庭が協力し、子どもたちを見守る力強い連携をお願いしたい。

○不登校児童生徒の保護者との会話中に、「自分の子どもが行きたがらない学校に対する不信感」と受け取れる言葉を聞くことがある。やり場のない思いを学校に向けたくなるのだと思う。

学校が元気に満ちあふれ、前に進んでいるように思える時も、元気なのは全員ではない。学校生活での不安や恐れを抱えている子は必ずいる。

多くの友達が一つの方角を向く中で、同じ方角を向くことができず、別の方角を向いてしまう自分を隠そうと、もがいている子もいるのではないかと想像する。

しかしながら、それは子ども達の表情や行動からは感じ取ることができないこともある。私たちは、そのような認識で子ども達と向きあうことが必要なのではないかと考える。

○東海高校入口交差点の横断歩道を、手を挙げて渡る東海南中学校の女子生徒の姿に、爽やかさを感じた。良いこと、決まっていることを自然とできる人づくりを今後も大切にしてほしい。

○教職員が教育に集中できる環境を整備するため、教育支援システムや地域部活動の実践など、「教職員の働き方改革」に関する業務の効率化を更に進めてほしい。

【子育て支援分野】

○幼稚園再編計画等については、地域住民に対し今後も丁寧な説明を続けてほしい。

○パブリックコメント等を行い、住民の意見を真摯に受けとれる体制での事業であることは、教育委員会定例会等での説明から伺うことができた。

人の思いというのは、見えないため、表に出してもらわないと話し合いの体制は取れない。幼稚園に対する、それぞれの考え方に折り合いをつけるためには、村民各々が、東海村全体の教育行政について考えるチームの一員であると自覚することが大切である。もちろん主導するのは行政だが、生涯学習的な考え方で、住民にも教育行政について学ぶ機会があると、「社会の変化の中で村全体を視野に入れた」話し合いができるのではないかと考える。

- 村立幼稚園再編に向けては、これまでの基本方針の内容を踏まえつつ、保護者や地域住民への説明・意見徴取をしっかりと行いながら、今後の具体的な協議・検討を進めてほしい。

【生涯学習分野】

- 歴史と未来の交流館見学は、活動への夢が広がり大変良かった。今後も新設される施設や改修工事の状況などを見学する機会を設けてほしい。
- 歴史と未来の交流館は、内覧会ができるまで建設が進んだ。更に外構工事や駐車場の整備まで進むと活動への夢が広がる。建物の側を通りながら楽しみにしている人が多くいることを励みに、目的の具現化に向け準備を進めてほしい。
- 歴史と未来の交流館の必要性を感じ、長い時間をかけ構想を形にしていっていった方々、住民の理解を得るために力を尽くした方々、決定から開館に向け準備をする方々等とともに、一住民として活用について考えていきたい。
- 歴史と未来の交流館の開館が、いよいよ約2か月後となり、様々なところで期待の声を聞くようになった。村の新たなシンボルとして、より多くの方々に親しみ・愛され、そして人々の学びの場、憩いの場となるよう、一利用者としても楽しみにしている。
- 体験活動の多い子は、自己肯定感が高い。体験を通し、豊かな心を育み、たくましい子ども育成することは、自己肯定感の向上に有効である。歴史と未来の交流館を拠点とした活動の充実を図り、まる博活動などの講座を通し、子どもたちの豊かな感性を育んでほしい。

Ⅱ 東海村教育行政評価の概要

1. 趣旨

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について、学識経験者の知見を活用した点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、村のホームページにおいても公表しています。これは、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務、第25条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2. 点検及び評価の対象とする事業の選定

令和2年度実施した分掌事務、組織目標、重点事業、新規事業の中から、課題や改善の必要があると思われる2事業を各課室において選定しました。

3. 学識経験者の知見の活用

本評価の客観性を確保するため、内部評価に対し、次の2名の「東海村教育委員会事務点検評価委員」から、対象事業についてのご意見をいただきました。

「東海村教育委員会事務点検評価委員」

- ・横須賀 徹（法政大学大学院 兼任講師）
- ・池内 耕作（茨城キリスト教大学 教授）

4. 主な経過

開催日	内 容
令和3年 6月25日	○東海村教育委員会6月定例会への説明 教育行政評価の概要（評価方法，様式，対象事務等）
7月15日	○東海村教育委員会事務点検評価委員による，ヒアリングの実施
8月30日	○東海村教育委員会事務点検評価委員による，ヒアリング内容及び 今後の展開方針の確認
9月24日	○東海村教育委員会9月定例会への議案上程及び議決

Ⅲ 対象事業の点検・評価

1. 対象事業評価シートの見方

●項目名

- ・令和2年度に実施した、分掌事務・組織目標・重点事業・新規事業の中から、課題や改善等の必要があると思われる事業を選定しています。

●教育プラン施策目標

- ・対象項目の「東海村教育振興基本計画後期計画ーとうかい教育プラン2020ー」での位置づけで、政策ー施策ー施策目標の番号です。
なお、教育プランは、2の政策、6の施策、28の施策目標で構成されています。

●目的・内容・対象者

- ・項目に係る業務の目的・具体的な内容・対象者・現在実施している具体的な内容について記載しています。

●予算事業

- ・項目に係る予算事業名です。

●達成目標

- ・自己評価及び外部評価の基礎となる指標です。
なお、基本的に数値目標としていますが、数値に示すことが困難なものは、達成の可否が端的に分かる表現としています。

●実績結果

- ・決算額は、関係する予算事業の総合計額です。
・また、その他の実績数値・具体的内容を記載しています。

●自己評価

(1) 点検・評価は、次の観点の基本として行います。

妥 当 性	効 率 性	有 効 性
社会情勢や村民のニーズの観点から、事業を推進する理由が適切であること。	費用対効果が、適正であること。	施策推進のため有効で、期待された効果が得られること。

(2) 評価の基準

評価の3観点を基に、下記の評価の基準で事業を総合評価します。

評 価	評価基準
A	有効な業務・施策を順調に行っている。
B	概ね順調だが、何らかの改善を要する。
C	大幅な見直し、改善を要する。
D	休止・廃止の検討を要する。

●外部評価

- ・点検評価委員2名による、事業に対する成果や課題等の指摘・意見を記載しています。

●今後の展開方針

- ・自己評価及び外部評価を基に、今後の事業展開の方針及びその内容を記載しています。

項目名	東海村教育振興基本計画 -とうかい教育プラン2025-策定	教育プラン 施策目標	1-1-1	担当課	学校教育課																																																																																																												
目的	「生涯学習の理念」のもとに、学校教育と社会教育が融合し、村民一人ひとりが輝き、つながり、学び続けられるよう、「社会全体で子育てするステキなまち “とうかい”」「村民一人ひとりがキラリ輝くまち “とうかい”」を基本理念とし、教育施策に取り組む。																																																																																																																
内容	基本理念を実現するため、5つの政策を柱立てし、各政策に学校教育・社会教育の施策を融合させた「つながるプラン」とする。また、国や県の教育振興基本計画、東海村第6次総合計画や各種計画・方針と調和を図り、本村が5年後に目指す将来像の実現に資する計画とする。																																																																																																																
対象	東海村立の幼稚園・小中学校、村民																																																																																																																
予算事業	事務局運営諸費																																																																																																																
達成目標	▶前計画である「とうかい教育プラン2020」の取り組みを、施策毎に達成度を評価した上で、東海村教育振興計画を策定し、教育基本法第17条第2項に定める「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付ける。 ▶地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に定める「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に代えることとし、教育行政における最上位の個別計画に位置付ける。																																																																																																																
実績評価	●数値資料																																																																																																																
	<table><tr><td>年 度</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>備考(単位)</td></tr><tr><td>決算額</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>251</td><td>千円</td></tr><tr><td>ワーキング委員会開催回数</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4</td><td>回数</td></tr><tr><td>パブリックコメント意見数</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2・9</td><td>人・件</td></tr></table>					年 度	H29	H30	R1	R2	備考(単位)	決算額	—	—	—	251	千円	ワーキング委員会開催回数	—	—	—	4	回数	パブリックコメント意見数	—	—	—	2・9	人・件																																																																																				
	年 度	H29	H30	R1	R2	備考(単位)																																																																																																											
	決算額	—	—	—	251	千円																																																																																																											
	ワーキング委員会開催回数	—	—	—	4	回数																																																																																																											
	パブリックコメント意見数	—	—	—	2・9	人・件																																																																																																											
	●とうかい教育プラン2020の評価 ※詳細は別紙のとおり ※a：達成 b：概ね達成 c：一部達成 d：達成せず																																																																																																																
	<table><tr><th colspan="2">分野施策</th><th colspan="2">達成度評価及び施策数</th></tr><tr><td colspan="4">学校教育分野の政策「健やかで人間性豊かな子どもを育むまちをつくる」</td></tr><tr><td rowspan="5">①一人ひとりが輝く学校づくりの推進</td><td>a</td><td colspan="2">6</td></tr><tr><td>b</td><td colspan="2">6</td></tr><tr><td>c</td><td colspan="2">2</td></tr><tr><td>d</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">14 施策</td></tr><tr><td rowspan="5">②就学・就学に対する経済的支援</td><td>a</td><td colspan="2">2</td></tr><tr><td>b</td><td colspan="2">1</td></tr><tr><td>c</td><td colspan="2">1</td></tr><tr><td>d</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">4 施策</td></tr><tr><td rowspan="5">③子どもたちの健やかな体づくりを推進</td><td>a</td><td colspan="2">3</td></tr><tr><td>b</td><td colspan="2">6</td></tr><tr><td>c</td><td colspan="2">1</td></tr><tr><td>d</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">10 施策</td></tr><tr><td colspan="4">生涯学習分野の政策 「村民が気軽に生涯学習や生涯スポーツ、歴史・文化に触れ合えるまちをつくる」</td></tr><tr><td rowspan="5">④文化財の保存活用</td><td>a</td><td colspan="2">4</td></tr><tr><td>b</td><td colspan="2">2</td></tr><tr><td>c</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td>d</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">6 施策</td></tr><tr><td rowspan="5">⑤生涯学習・文化・スポーツの振興</td><td>a</td><td colspan="2">9</td></tr><tr><td>b</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td>c</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td>d</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">9 施策</td></tr><tr><td rowspan="5">⑥青少年の健全育成の推進</td><td>a</td><td colspan="2">6</td></tr><tr><td>b</td><td colspan="2">1</td></tr><tr><td>c</td><td colspan="2">2</td></tr><tr><td>d</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">9 施策</td></tr></table>					分野施策		達成度評価及び施策数		学校教育分野の政策「健やかで人間性豊かな子どもを育むまちをつくる」				①一人ひとりが輝く学校づくりの推進	a	6		b	6		c	2		d	0		合計	14 施策		②就学・就学に対する経済的支援	a	2		b	1		c	1		d	0		合計	4 施策		③子どもたちの健やかな体づくりを推進	a	3		b	6		c	1		d	0		合計	10 施策		生涯学習分野の政策 「村民が気軽に生涯学習や生涯スポーツ、歴史・文化に触れ合えるまちをつくる」				④文化財の保存活用	a	4		b	2		c	0		d	0		合計	6 施策		⑤生涯学習・文化・スポーツの振興	a	9		b	0		c	0		d	0		合計	9 施策		⑥青少年の健全育成の推進	a	6		b	1		c	2		d	0		合計	9 施策	
	分野施策		達成度評価及び施策数																																																																																																														
	学校教育分野の政策「健やかで人間性豊かな子どもを育むまちをつくる」																																																																																																																
	①一人ひとりが輝く学校づくりの推進	a	6																																																																																																														
		b	6																																																																																																														
		c	2																																																																																																														
		d	0																																																																																																														
		合計	14 施策																																																																																																														
	②就学・就学に対する経済的支援	a	2																																																																																																														
		b	1																																																																																																														
		c	1																																																																																																														
d		0																																																																																																															
合計		4 施策																																																																																																															
③子どもたちの健やかな体づくりを推進	a	3																																																																																																															
	b	6																																																																																																															
	c	1																																																																																																															
	d	0																																																																																																															
	合計	10 施策																																																																																																															
生涯学習分野の政策 「村民が気軽に生涯学習や生涯スポーツ、歴史・文化に触れ合えるまちをつくる」																																																																																																																	
④文化財の保存活用	a	4																																																																																																															
	b	2																																																																																																															
	c	0																																																																																																															
	d	0																																																																																																															
	合計	6 施策																																																																																																															
⑤生涯学習・文化・スポーツの振興	a	9																																																																																																															
	b	0																																																																																																															
	c	0																																																																																																															
	d	0																																																																																																															
	合計	9 施策																																																																																																															
⑥青少年の健全育成の推進	a	6																																																																																																															
	b	1																																																																																																															
	c	2																																																																																																															
	d	0																																																																																																															
	合計	9 施策																																																																																																															

自己評価	A	▶教育プランの策定に当たっては、関係各課室のほか、学校の代表者等による、ワーキング委員会を立ち上げ、『とうかい教育プラン2020』の取り組みを施策毎に達成度等を評価した。 ▶これまでの基本理念や基本姿勢を踏まえた中長期的な視点に立ち、5年後の教育の目指す姿を具現化した、東海村教育振興基本計画『とうかい教育プラン2025』を策定することができた。
外部評価		●教育プランの期間は令和3年度～令和7年度になっているが、最終年度には、この計画に基づき推進状況及び成果を村民に示していく必要がある。 ●成果がはっきり見えない部分もあることから、数値目標をしっかりと立て、評価する仕組みを構築してほしい。また、必要に応じ、適宜計画の見直しをすることも必要である。
今後の展開方針	☐ 拡充 ☒ 継続 ☐ 一部改善 ☐ 大幅改善 ☐ 休止・廃止	●毎年度、現状や課題、実施内容を確認・検討をしながら取り組みを進めていく。 ●評価に関しては、アウトプット(数値等の結果)による検証が難しい事業もあることから、アウトカム(内容や質の変化をとらえた成果)の視点も含め、評価をする仕組みを検討していく。

別紙

●とうかい教育プラン2020の評価

※ a:達成 b:概ね達成 C:一部達成 d:達成せず

学校教育分野の政策「健やかで人間性豊かな子どもを育むまちをつくる」

分野施策	施策		達成度 評価
一人ひとりが 輝く学校づくりを推進	教職員の指導力と 教育活動の充実	各種訪問指導と教職員対象の研修会を計画的に実施するとともに、実践研究を推進。	b
	教職員の健康維持徹底	教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施するとともに、産業医を導入。	a
	東海村独自の教育を展開	児童一人ひとりへのきめ細かな学習指導を行うため、村独自に任期付教諭を採用し、少人数学級編制を継続して実施。	a
		スタディ・サポーターや生活指導員等を配置し、個の状況に応じた指導・支援。	b
		小学校高学年における外国語教科化を見据え、小学6年生対象の英語インタラクティブフォーラムを継続実施。	b
		全ての小中学校にタブレット型PC・無線LANを整備し、児童生徒がICT(情報通信技術)を活用するための学習指導を充実。	b
		「子ども科学クラブ」を開催し児童の科学への探究心を育む。	a
		児童、生徒一人ひとりの学習を保障する授業改善の取り組み。	b
	確かな学力を育成	進学時に新しい学校生活や授業に上手く適応できない状況を解消するため、幼児教育から高校教育までのスムーズな継続。	c
		児童、生徒の自主性・自立性を育むため、各学校の教育活動や、東海村独自の夏休み期間を利用した体験プログラム(エンジョイ・サマースクール)を充実。	b
	幼児教育の充実	知的好奇心や想像力を育む保育活動の充実。	a
		訪問指導や教育研究活動を通じて、幼児期の教育を充実。	a
		各幼稚園、こども園に教育保育支援員を配置し、個に応じた支援の充実。	a
	安全で安心して 学べるような施設管理	小中学校の安全性と教育環境の向上を図るため、施設の改修・補修工事、設備の更新などを計画的に進めるとともに、緊急的な不具合などにも柔軟に対応。	c
就学・修学に対する 経済的支援	保護者の経済的負担軽減	経済的な理由で小中学校の就学費用の支出が困難な方を対象に「就学援助制度」を継続して実施。	a
		向学心旺盛でありながら経済的理由によって修学が困難な方の負担軽減を図るため、「奨学金制度」を継続するとともに、運営方法や新たな支援について検討	b
	特別な支援が必要な児童・生徒への教育を支援	特別支援学級在籍の児童、生徒の保護者の経済的な負担軽減を図るため、「特別支援教育就学奨励費補助制度」を継続して実施。	a
		教育支援委員会における協議に基づき、児童、生徒一人ひとりの障がいの状態や発達段階、特性に応じた教育支援。	c
子どもたちの健やかな 体づくりを推進	学校における食育を推進	育基本法に基づき学校における食育を積極的に推進するため、「生きた教材」としての学校給食の活用、各教科などで「食に関する指導」	a
	安全で安心でき、栄養バランス のとれた学校給食を提供	食物アレルギーを有する児童、生徒が安心して学校給食を食べられるよう、保護者と学校で情報を共有し、安全を優先した対応を徹底。	a
		現在の学校給食を安定的に提供していくため、調理業務について民間委託を導入し、安全で安心な学校給食を継続。	b
	体力を高める教育の推進	小学校の体育、中学校の保健体育における「体づくり運動」を充実。	b
	学校保健・安全教育の充実	児童、生徒の健康の保持増進を図るため、学校医及び学校歯科医による各種検診を実施。	a
	豊かな心と人間性を養う	「立志式」を開催し、中学2年生が「人としての在り方・生き方」を考える契機とする。	b
		相談対象の低年齢化や保護者のニーズに合わせ、スクールカウンセラーによる相談体制を充実。	b
		生徒指導の連携・充実に図り、いじめや不登校など、配慮を要する児童、生徒の早期発見・早期対応の推進。	b
		教育支援センターを中心に、様々な要因で学校に登校できない児童、生徒を支援。	b
		社会人としての自立を目指すため、職場体験などキャリア教育の充実に図る。	c

生涯学習分野の政策「村民が気軽に生涯学習や生涯スポーツ、歴史・文化に触れあえるまちをつくる」

分野施策	施策		達成度 評価
文化財の保存・活用を図る	文化財を多くの方に周知	見学会や文化財公開などのイベントを実施し、文化財に親しむ機会を提供。	a
	文化財や自然を次世代に引き継ぐ	文化財の展示収蔵や体験学習、地域交流の場となる「(仮称)歴史と未来の交流館」の建設を進める。	a
		自然調査団、ボランティアなどの協力を得て、東海村の自然の保護・啓発を図る。	a
		関係団体や地区の住民と協力して、文化財の調査や保護を推進。	b
	ふるさと東海村について学ぶ機会を提供し郷土愛を深める	ふるさとへの理解を深めるため、自然や歴史、伝統、文化などに関わる活動を支援。	a
		小学生対象の「のびゆく東海」、中学生対象の「郷土東海」といった東海村の土地の様子や産業、歴史などを学ぶ郷土資料を作成。	b
生涯学習・文化・スポーツの振興	情報と学習機会を提供	多様なニーズに合わせた学習・スポーツ情報や学習機会を提供。	a
	文化芸術活動を支援	住民が多様な文化事業に参加できるようにするため、公益財団法人「東海村文化・スポーツ振興財団」との連携。	a
		広く村民に対して、文化祭などの芸術文化活動の発表の場を提供。	a
	スポーツ活動の振興	体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの活動を支援し、住民主導によるスポーツ活動の充実を図る。	a
		小中学校の運動場や体育館、格技場を地域に開放するとともに、久慈川河川敷運動場を計画的に整備。	a
	学習や成果が発表できる場の充実	学習やスポーツ、芸術などの成果を発表する場を確保するため、定期的な保守点検による施設の適正管理と利用者のニーズに応じた施設の運営。	a
	読書活動の推進	すべての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所で自主的に読書活動を行えるよう「第二次東海村 子ども読書活動推進計画」を推進。	a
		乳幼児を連れてくる保護者も安心して図書館を利用できるよう「あかちゃんタイム」を推進。	a
青少年の健全育成を推進	「いきいき茨城ゆめ国体2019」の成功	「いきいき茨城ゆめ国体2019」の円滑な運営に向け、準備を進める。	a
	相談体制の維持	「小・中・高校生のための心の悩み電話相談」や 青少年カウンセラーによる面接相談を継続して実施。	a
	青少年の非行化防止	青少年の非行防止と安全確保のため、公共施設及び駅周辺の警備を強化。	a
	家庭の教育力の向上を推進	親子のふれあいや家庭教育の取り組みを広げるため、交流会や研修会、講演会などを開催し、学校教育についての学習情報や学習機会を提供。	a
		「のびのびと正しく、瞳かがやく青少年を育てるまち」宣言を推進するため、ノーテレビ運動を継続して実施。	c
	地域の教育力の向上を推進	青少年育成東海村民会議や青少年関連団体の活動を支援し、地域の教育力向上	a
		青少年が地域の担い手として活動できるよう、小・中・高校生からリーダーとなる人材の育成。	b
		青少年の健全育成を推進する施設として「(仮称)歴史と未来の交流館」の建設。	a
	地域で子どもたちの安全を確保	子どもたちの登下校時の安全を確保するため、関係課と連携して通園・通学路の点検及び信号機や横断歩道の設置、歩道や街灯などの整備。	a
	防災・防犯・情報安全モラル意識の向上を推進	インターネットや携帯電話に関わる人権侵害などの課題への対応	c

項目名	学校給食食物アレルギー対応事業		教育プラン 施策目標	1-3-1 1-3-2	担当課	学校教育課																		
目的	食物アレルギーに関する普及啓発活動や理解促進等を図るとともに、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することによって、学校給食における食物アレルギー対応を円滑に実施する。																							
内容	▶食物アレルギー調査、個別面談を実施し、個別の給食対応方針を決定。（詳細な献立表対応、弁当対応、除去食対応） ▶食物アレルギーに関する授業の実施。 ▶食物アレルギーに配慮した献立の検討。 ▶個別面談のために必要となる、「学校生活管理指導表」取得費用に対する補助金交付事務。 ▶食物アレルギーを持つ児童・生徒も食べることができる給食の提供、「より多くの人が食べられる共通献立の日」の実施。																							
対象	村内小中学校の児童生徒で食物アレルギーを有し、学校給食で対応を要する方																							
予算事業	学校給食食物アレルギー対応事業																							
達成目標	文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に示されている、『全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにする』という基本的考え方の実現。																							
実績評価	●数値資料（食物アレルギー学校生活管理指導表取得費補助額及び補助件数）																							
	<table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>備考(単位)</td></tr><tr><td>決算額</td><td>—</td><td>—</td><td>60</td><td>109</td><td>千円</td></tr><tr><td>件数</td><td>—</td><td>—</td><td>46</td><td>86</td><td>件</td></tr></table>							H29	H30	R1	R2	備考(単位)	決算額	—	—	60	109	千円	件数	—	—	46	86	件
		H29	H30	R1	R2	備考(単位)																		
	決算額	—	—	60	109	千円																		
	件数	—	—	46	86	件																		
▶公益財団法人日本アレルギー協会が制定した「アレルギーの日」である2月20日にちなみ、令和2年度は2月18日に食物アレルギーを有する児童生徒も食べることができる給食を提供する「より多くの人が食べられる共通献立の日」を実施した。各校とも、給食時間に献立に関する一口メモとして、アレルギーのない食材を使用したメニューであることを全校放送にて周知し、食物アレルギーに対する理解の普及を図った。																								
▶「より多くの人が食べられる共通献立の日」の実施に先立ち、アレルギー専門医を講師に迎え、管理職、養護教諭、栄養教諭、給食主任へ事前研修を行い、食物アレルギーに対する理解を深めるとともに、安全な実施に向けた態勢を整えた。																								
▶「より多くの人が食べられる共通献立の日」の複数回実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により、課題整理・検討に十分な時間を割くことができず、令和元年度同様に1回のみの開催となった。																								
▶個別の給食対応方針を決定するため、学校生活管理指導表に基づき各学校で面談を行い、安全・安心な給食提供を実施した。（小学校：62人、中学校：20人、計82人）																								
自己評価	B	▶新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒の給食対応の充実に関する検討が思うように進まなかった。 ▶事業内容は、昨年度と同様に実施し、食物アレルギーに関する普及啓発及び理解促進を図った。																						
外部評価	●本事業の推進にあたっては、食物アレルギーを持つ児童・生徒が、クラスの友人と同じ給食を食べられるよう、どう解決するかが最も重要な課題である。 ●近年、各メーカー等においては、食物アレルギー対応食品の開発が進み種類も多くなっていることから、調理側の負担を考慮し、これらの食品を活用する手法も考えられる。 ●当該事業は、クラス全員で同じ給食を食べる機会を作る、とても大切な事業であり、今後も継続してほしい。 ●今後は、メニューを工夫するなどし、回数を増やす検討のほか、児童・生徒のニーズ等の調査も併せて行う必要がある。																							
今後の展開方針	☐ 拡充 ☒ 継続 ☐ 一部改善 ☐ 大幅改善 ☐ 休止・廃止																							
	●「学校生活管理指導表」取得に係る経費の一部補助を継続する。 ●「より多くの人が食べられる共通献立の日」を複数回実施する。 ●アレルギーを持つ児童生徒に対し、「どんな給食を食べてみたいのか。」等のアンケートを実施し、今後のアレルギー対応給食メニューの参考とする。 ●食物アレルギー対応食品を学校給食で取り入れるための検討を進める。																							

項 目 名	青少年相談員の運営について		教育プラン 施策目標	3-1-3	担当課	生涯学習課																								
目 的	▶青少年の非行化防止と薬物乱用防止の観点から非行化の未然防止，早期発見，早期対応につながる取り組みを関係機関と推進する。 ▶地域や関係機関と連携した見守りや声かけを行い，不審者情報を共有し安全の確保に努める。																													
内 容	▶村内で青少年が集う場所への定期的な巡回活動の実施 ▶毎月開催の定例会による情報交換や研修の実施 ▶電話相談員による電話相談（青少年相談員に記載）																													
対 象	村内在住の青少年																													
予算事業	青少年相談員運営事業																													
達成目標	▶毎週1回，年間を通じた巡回活動の実施 ▶毎月1回，あいさつ運動への参加																													
実績評価	●数値資料																													
	<table><tr><th>年 度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>備考(単位)</th></tr><tr><td>巡回実施回数 (夏期巡回指導除く)</td><td>42</td><td>45</td><td>49</td><td>50</td><td>回</td></tr><tr><td>巡回割当に対する延べ参加人数 (夏期巡回指導除く)</td><td>118/177</td><td>101/174</td><td>140/172</td><td>134/214</td><td>人</td></tr><tr><td>青少年の健全育成に協力する店 訪問活動</td><td>102 (184)</td><td>96 (188)</td><td>93 (181)</td><td>89 (184)</td><td>店舗 (人)</td></tr></table>						年 度	H29	H30	R1	R2	備考(単位)	巡回実施回数 (夏期巡回指導除く)	42	45	49	50	回	巡回割当に対する延べ参加人数 (夏期巡回指導除く)	118/177	101/174	140/172	134/214	人	青少年の健全育成に協力する店 訪問活動	102 (184)	96 (188)	93 (181)	89 (184)	店舗 (人)
	年 度	H29	H30	R1	R2	備考(単位)																								
	巡回実施回数 (夏期巡回指導除く)	42	45	49	50	回																								
	巡回割当に対する延べ参加人数 (夏期巡回指導除く)	118/177	101/174	140/172	134/214	人																								
	青少年の健全育成に協力する店 訪問活動	102 (184)	96 (188)	93 (181)	89 (184)	店舗 (人)																								
	●内容																													
	▶青少年相談員は，各自治会からの推薦者と両中学校の先生の34名を1期2年の任期として教育委員会が委嘱し，有償ボランティアとしての活動に応じて1,000円～2,200円の謝礼を支払う。他5名の電話相談員が「小・中・高校生のための心の悩み電話相談」に応じている。																													
	▶青少年相談員の主な活動は，巡回指導，学校訪問による情報交換，青少年の健全育成に協力する店の登録活動，朝のあいさつ運動等。（一部コロナ禍で未実施の内容もある。）																													
	▶「東海村青少年相談員連絡協議会」を組織し，相談員同士の情報交換・研修会・視察等も実施。毎年，秋開催の青少年お祭りである「東海やったん祭」では例年山菜おこわを販売。（R2中止）																													
▶巡回は毎週1回，午後4時半と6時半の時間帯を隔週とし1時間で2～5人体制で実施。徒歩や青色灯パトロール車により駅周辺公園・白方小あと地公園・近隣公園・久慈川河川敷のほか，イオン東海店内ゲームセンター・フードコート，東海駅構内を巡回した。																														
▶学校等からの不審者情報をメール登録している相談員に配信して，見守り強化に努めている。																														
自己評価	A	▶青少年相談員の推薦は，自治会との協定締結で行われているが，高齢化が進む自治会では成り手に苦慮し推薦できないケースもある。地域の青少年相談員が誰なのか，活動実態が分からないという声もあることから活動周知を強化していく必要がある。 ▶相談員の活動により，抑止効果及び見守られている実感など，効果が認められる。																												
外部評価	●成果が図りにくい事業であることから，青少年の非行・被害防止の観点から警察で把握する事件等の実態や推移等について，数値資料として入れてほしい。また，実際に現場で対応した青少年相談員からの聞き取り調査等も必要であると考え。 ●警察などの応援が必要になるような事例もあるかと思うので，状況に応じた判断・対応が重要である。 ●公園に夜の7時，8時に中学生がいたとしても，それ自体は悪いことではないため，必ず注意をしなければいけない訳ではなく，むしろ「見守っている」というメッセージを発信し続けることが大切である。																													
今後の展開方針	□拡充 ■継続 □一部改善 □大幅改善 □休止・廃止 ●青少年活動や巡回活動を行う上で，警察との連携は必要不可欠である。また，連携に必要な情報を収集することにより青少年相談員の自己意識の向上にもつながると考えられるので，定例会等の会議の場でも提供可能な資料の整備は行っていく。 ●昨今，元気な挨拶が青少年からは感じ取れないため，青少年相談員が先導に立ち，あいさつ運動や巡回活動において「声かけ」をしながらその役割について発信していきたい。																													

項目名	青少年相談(カウンセラー面接相談・電話相談)について		教育プラン 施策目標	3-1-2	担当課	生涯学習課																								
目的	青少年の悩みや相談に応じて精神的な安定を図り、社会生活に適応できるようにする。																													
内容	小・中・高校生のための心の悩み電話相談 青少年カウンセラーによる面接相談																													
対象	村内在住の青少年並びに保護者																													
予算事業	青少年相談員運営事業、青少年カウンセラー設置事業																													
達成目標	毎週金・土曜日の電話相談（午後3時30分～午後7時まで、1名で従事） 毎週水曜日の面接相談（午前10時～午後6時まで、カウンセラー1名で従事）																													
実績評価	●数値資料																													
	<table><tr><th>年 度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>備考(単位)</th></tr><tr><td>面接相談件数 (日数)</td><td>278 (49)</td><td>250 (50)</td><td>213 (47)</td><td>198 (49)</td><td>件 (日)</td></tr><tr><td>電話相談延べ件数 (日数)</td><td>42 (96)</td><td>93 (107)</td><td>85 (95)</td><td>84 (100)</td><td>件 (日)</td></tr><tr><td>カウンセラー決算額</td><td>1,960</td><td>2,040</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>千円</td></tr></table>						年 度	H29	H30	R1	R2	備考(単位)	面接相談件数 (日数)	278 (49)	250 (50)	213 (47)	198 (49)	件 (日)	電話相談延べ件数 (日数)	42 (96)	93 (107)	85 (95)	84 (100)	件 (日)	カウンセラー決算額	1,960	2,040	2,000	2,000	千円
	年 度	H29	H30	R1	R2	備考(単位)																								
	面接相談件数 (日数)	278 (49)	250 (50)	213 (47)	198 (49)	件 (日)																								
	電話相談延べ件数 (日数)	42 (96)	93 (107)	85 (95)	84 (100)	件 (日)																								
カウンセラー決算額	1,960	2,040	2,000	2,000	千円																									
●内容																														
【電話相談】																														
▶従事する青少年相談員(電話相談員)は日替交替で5名。※R3年3月末で1名が退任																														
▶電話相談員は、毎回1名で対応。相談員同士の横のつながりがなかったことから、互いの悩みを面接相談のカウンセラーも参加して情報交換会を開催した。県主催の電話相談研修も受講。																														
▶時間内、電話が1件もない日もあれば、無言電話もあつたりして真に心の悩み相談に応じられているとは言い難く、これまでPRも含めて積極的な発信がなかった。 (チラシ配布は5年程に作成しているが、現在は配布していない。)																														
【面接相談】																														
▶面接相談は毎週水曜日、午前10時～午後6時まで実施。青少年カウンセラーは1名。																														
▶青少年若しくは保護者からの相談に応じているが、ケースにより関係機関との連携もある。																														
自己評価	B	▶年間を通して、電話相談や面接相談が実施できた。 ▶課題として、電話相談では、改めて「心の悩み相談」であるという発信を積極的に行うことが重要。 ▶面接相談では、小中学校のスクールカウンセラーの実態や状況について情報収集をするとともに、他の関係機関からの情報収集を含め、連携強化を図っていく必要がある。																												
外部評価	●新型コロナウイルス感染拡大により、「三密を避ける」・「ソーシャルディスタンス」など、子どもらしい生活を、学校でも強いられており、内面的にも負担になっている状況である。 ●マスクについても、朝から夕方まで、一日中着用するのは負担がありストレスを抱えていること。また、精神的なストレスや圧迫から、親が子に対し、怒鳴ってしまうことも想定される。 ●これらの状況を踏まえ、相談業務については、今後重要性を増してくる。また、相談できる窓口があると分かれば、相談希望者の需要も増すと考えられる。 ●相談内容の内訳等を指標化する必要がある。例として、相談内容の種別のほか、相談により悩みが解決されたのか等、これらの指標が今後事業を継続するか否かの判断材料となる。今後、綿密な指標作成にも努めてほしい。																													
今後の展開方針	□拡充 ■継続 □一部改善 □大幅改善 □休止・廃止																													
	●コロナ禍により、これまでにない悩みを抱える相談内容も様々あると考えられるが、窓口をきちんと提示して安心して相談できる環境を整えていくために、青少年相談としてのチラシ作成やSNS発信などの啓発を行っていく。 ●相談結果は全て記録しているので教育行政評価(外部評価)を踏まえ、相談内容を類型化し、分析や対策等の基礎資料として活用していく。																													

項目名	いじめ問題に関すること				教育プラン 施策目標	2-4-13	担当課	指導室			
目的	▶生徒指導の連携・充実を図り、いじめや不登校などの早期発見・早期解決を行う。 ▶いじめや差別などの様々な人権課題に対しての理解と、啓発活動の推進。										
内容	▶定期的にいじめアンケートを行い、いじめの早期発見に努める。 ▶いじめ問題解決に向け、被害児童生徒、加害児童生徒に対する、継続的な聞き取り調査。 ▶スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールロイヤーなどを活用し、いじめや差別などの人権課題に対しての理解を図る。 ▶東海村いじめ問題対策連絡協議会における、中学校区ごとに小中連携した系統性のある支援体制づくり。										
対象	小中学校児童生徒及びその保護者、小中学校教職員										
予算事業	いじめ問題対策推進事業										
達成目標	▶いじめ重大事態発生率0件 ▶R2年度のいじめの認知件数がR1年度の認知件数の10%減 小学校(138人)、中学校(6.3人)										
実績評価	●数値資料【生活に関するアンケートにおいて「いじめられた」と回答した児童生徒数 (人)										
	調査月	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均	
	小	6月	204	78	108	177	206	234	234	133	171.5
	学	11月	170	90	129	153	155	228	200	236	170.1
	校	3月	170	49	129	132	107	151	153	128	127.4
	中	6月	12	30	13	11	17	14	15	5	14.6
	学	11月	13	13	19	15	20	16	19	18	16.6
	校	3月	13	7	12	6	10	8	7	14	9.6
	●内容										
	▶H30年度から「いじめ認知」の概念が変わったため数値は増加している。 ▶いじめの原因としては、小学校では、「ひやかし」「悪口」が最も多い。中学校では、「仲間はずれ」「無視」が多くなっていて、重大事態に至るケースは、ここ2～3年は、発生していない。 ▶毎年、いじめアンケートによる調査や教職員による子どもたちの行動観察を継続して行い、いじめの早期発見、早期対応に努めている。 ▶中学校では、SNS等による誹謗中傷のトラブルが見られる。 ▶いじめ対応については、東海村いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対応フローチャートを参考に、対応にあたっている。 ▶令和2年度は、コロナ禍で学校が臨時休業となったため、6月のいじめ認知件数は、例年に比べ少なくなっているが、学校再開後は、例年同様となっている。 ▶SC、SSW、スクールロイヤーを活用し、いじめに対する理解啓発を行った学校がある。										
自己評価	B	▶6月、11月、2月を比較すると、2学期は、いじめの認知件数が増加しているが、3月には、解消にいたるケースが出ている。 ▶いじめ対応については、東海村いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対応フローチャートを参考に、対応にあたっている。 ▶いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、当該児童生徒等(被害が疑われる児童生徒)、関係児童生徒等(加害が疑われる児童生徒)から「いじめ」面談調査シートに基づいて聞き取りと記録を行っている。 ▶R2年度は、いじめの重大事態は確認されなかった。(0件) ▶R2年度のいじめの認知件数がR1年度の認知件数の10%減 【小学校 R1(153人) → R2(138人)…13%減】 【中学校 R1(7人) → R2(14人)…2倍】									

外部評価	●小学生の場合、いじめた側は、いじめているという認識を持っていないことが大半で、「ふざけ」や「冗談」である行為が、別の子どもにとっては「いじめ」であったりすることもある。一方で、中学生になると、自己認識や友人関係等の質に変化が生じ、自殺問題にまで発展するケースもあり、発達の段階に応じた対応や指導が大切である。 ●児童・生徒に対しアンケートを実施するにあたっては、「いじめ」という言葉は使うべきではなく、「何か嫌な思いをしたか」など、子ども自身の受け止めに重視し、聞き方を工夫する必要がある。また、そのアンケートの記載内容をもとに、子どもの心の内面に迫る必要があると考える。 ●いじめ問題に係る学校での対応については、毎回必ず記録に残すこと。また、教員のみならず、子ども自身が、日記やLINE等において記録を残すことも深刻な事案になるほど重要になってくる。被害者側がその状況を証明する必要性が生じた際、自身で身を守る方法を伝えることも大切である。 ●いじめ問題に関し、次年度は、いじめの解決率・解消率を目標に設定すべきである。ただし、解決の判断は難しく、半年程度の経過観察を行うなど丁寧な対応が必要である。
今後の展開方針	☐ 拡充 ☒ 継続 ☐ 一部改善 ☐ 大幅改善 ☐ 休止・廃止
	●いじめの実態を調査するアンケートについては、児童生徒が、心の内面を表出しやすいような「問い」について、工夫改善を行う。その際、児童生徒の発達段階について十分考慮する。 ●いじめに関する記録や経過観察については、村で作成した統一様式を活用し、継続的に行うよう、各小・中学校に周知徹底する。その際、解決したと思われる事案についても、半年程度の経過観察を行うことについても、併せて周知していく。 ●SNSトラブルにおいては、学級活動などの時間に、被害者側の「被害を証明する必要性」や「自分の身を守る方法」があることについて、児童生徒と確認していく。

項目名	不登校児童生徒の支援に関すること				教育プラン 施策目標	2-4-13	担当課	指導室	
目的	▶個に応じた教育相談や適切な教育支援を推進する。 ▶不登校の未然防止に向けた取組を実践することで、不登校児童生徒数の削減。								
内容	▶教育支援センターを中心に、個別の教育相談、小集団活動、図書館でのキャリア体験活動。 ▶スクールカウンセラーによる児童生徒及び保護者の個別の教育相談、教師への助言・支援。 ▶中学校区内の生徒指導連絡協議会により、小中連携した系統性のある相談・支援。 ▶関係機関が連携した不登校支援体制の構築。								
対象	小中学校児童生徒及びその保護者、小中学校教職員								
予算事業	心の居場所づくり推進事業、スクールカウンセラー配置事業								
達成目標	▶小学校における不登校児童(30日以上欠席者数)の減少。 ▶中学校における不登校児童(30日以上欠席者数)の減少。 ▶中学校における不登校生徒数40人以下。								
実績評価	●数値資料【年間30日以上欠席者数の推移】(人)								
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	小学校	16	17	21	10	4	14	23	23
	中学校	25	35	52	57	43	38	44	40
	●内容 ▶中学校の不登校生徒数は、減少したものの、小学校の不登校児童数は横ばいであった。 ▶近年、全国的にも小学校の不登校児童の出現率が増加傾向にある。また、不登校については、本村の喫緊の課題である。今後も、生徒、保護者、家庭の実態に応じ、小、中学校が連携をしながら、不登校解消に向けた取組(予防的取組)が必須である。 ▶教育支援センターでは、小・中学校への訪問型の支援及び通所による個別の教育相談・支援を実施。タブレットを活用した学習を行うことで、学習に対する不安の解消を図った。 ▶教育支援センター通級児童生徒数(入級申込み書が提出された数)17人(小学生8人、中学生9人)のうち再登校(部分登校を含む)が可能となった児童生徒数は15人(小学生7人、中学生8人)である。不登校が解消した児童生徒数は5人(小学校3人、中学校2人)である。 ▶村内の小・中学校に県派遣スクールカウンセラー2人、村スクールカウンセラーを3人配置し、全ての小中学校で個別の教育相談を児童生徒及び保護者を対象に実施してきた。相談件数も児童生徒対象466人(うち県派遣124人)、保護者349人(うち県派遣134人)、教員728人(うち県派遣107人)＜延べ人数＞となっている。令和2年度は、コロナ禍で、学校が臨時休校になったことから、相談件数は減少している。								
自己評価	B	▶教育支援センター通級者は前年比－2人(R1…19人→R2…17人)、再登校できた児童生徒は前年比－1人(R1…6人→R2…5人)である。 ▶相談数は上昇したが、再登校数は、ほぼ横ばいである。 ▶小・中学校ともに、不登校生徒数(前年比＋3人の44人)の減少へ向けた取り組み(分析と対策)が、これからも最重要課題である。							
外部評価	●親の教育に対する意識・理念等により、学校に通わせていない児童・生徒を除き、どのような原因で不登校になっているか、詳細な数値資料が必要である。 ●なお、不登校の主な原因としては、人間関係に起因するものが多い状況である。その他、発達障害が疑われるケースや、神経過敏によることもあり、医師の診断がつけば不登校の件数から除かれるものである。更に教育支援センターに通っているのであれば、同じく不登校として扱う必要はないと考えられる。 ●本人や保護者の希望による不登校であったとしても、卒業後の追跡調査によると、不登校について「後悔している」という事例もあり、個々に応じた詳細な分析及び対応が望まれる。								
今後の展開方針	□拡充 ■継続 □一部改善 □大幅改善 □休止・廃止								
	●不登校児童生徒一人一人の「不登校の起因」や「不登校の背景」等について、より詳細な情報収集及び分析を行い、詳細に数値化していく。 ●不登校の原因がはっきりしている事例(発達障がい等の病名がついている事例等)や、教育支援センターに通級することができている事例など、支援の方向性が見いだせる事例以外のものをピックアップし、その数値により評価をしていく。 ●学校卒業後の状況についても、できる限り追跡調査を行う。								

IV 点検評価委員の総評

横須賀 徹（法政大学院 兼任講師）

令和2年度事業評価ヒアリングの対象となった事業は、「東海村教育振興基本計画－とうかい教育プラン2025－策定」の外は、各年度に何度か評価の対象となり、記憶の中にある事業が今回の評価により明確化したと感じられた。

しかし、自己評価がすべてBとなっていたことが気になった。ある意味「評価なれ」とも感じられた。「Aは有効な事業・施策を順調に行っている」「Bは概ね順調だが何らかの改善を要する」「Cは大幅な見直し・改善を要する」。「A」「B」「C」と考えると、「B」に落ち着くものと思える。全て、今後の展開方針としては「継続」となっていることから、無難な線に落ち着かせたかと勘ぐってしまう。

今後の展開として「継続」で、内容が基本変わらない事業は「A」なのではないだろうか。「B」とするなら、なんらかの手法を加え、事業に取り組むことが記されて然るべきと考える。それぞれ（コロナの影響で思うように進まなかった）または、（〇〇〇〇に向けた取り組みがこれからは最重要課題）など表記され、令和3年度「B」で言うところのなんらかの改善を要するに対する表記はない。それは昨年度と同じ意味に捉えられ、「B」としたけど「A」と同じだと自己評価していて、「A」と「B」が曖昧になっている。その中で「青少年相談員の運営について」は効果が認められるとし、手法の変更より活動の周知とのことで、外部評価の指摘で「A」となった。

2020年2021年と、コロナ禍の中での生活を全体が強いられているが、子ども達にとっては、人生の何分の1かの期間・今後とも考えると半分近くを、コロナによる閉塞状態で過ごすことになる。形式的な教育ではタブレットによるリモートで粛々と進むこととなるが、この期間が今後の人生をある意味きめる時期でもあるし、このままでもいいのかと不安になる。

自分が小学生の時、なぜか不登校だった。親が買ってくれた平凡社の百科事典7巻分が、不登校の時期を救ってくれたことは良かったが、知識が動機となり、その後の人生に大きく展開することは難しい。これは今のタブレットによるリモートと同じと考える。

今になって自分を振り返ってみると、幼稚園入園前に父親が大病を患い東京で入院・退院後、通院のために東京暮らしをしたが、毎日どこかに何かを求めるように連れられて出歩いた。こちらに帰郷し仕事を再開しても、何か月に一度、私が中学生になるまで通院があり、私は学校を休み同行し、その時期話題の美術展（1950年代にはデパートでの展示が中心、1965年ミロノビーナス他）。音楽（クラシックからロカビリーまで）。演劇（歌舞伎からテント劇まで）朝が早く夜も最終だったように記憶するが、父親にすれば自分が死ぬことが前提で、その時生きる中で私に何かを伝え残そうとしたのだと思う。親の思いとは裏腹に芸術文化に向かうことなく大人に

なった。1990年開館の、水戸芸術館の開設準備室長と開館時の事務長を務めたときに初めて、幼少からの親の思いが理解できた。それは音楽・芸術・演劇の種々の展開に抵抗感や戸惑いもなく対峙できた時、他の人々がある程度面食らう場面を目にして、自分はあの積み重ねが、今、人生に活かされているのかと、理解するまでに20～30年の時間を要した。

また、小学校の低学年の時、野口英世の伝記を読み生家を訪れ説明を受け、自分は科学者になると勝手に決めたことが、高校の3年になるまで変わらなかった。

あくまでも自分の経験の話だが、前記のような外的な要因は色々あって、今の自分があるように考えている。

今の子ども達は、家でパソコンによるリモート授業、その後はゲーム。外ではマスク、話をあまりしづらい社会、遠足もない、運動会も分散とか。何が彼らの記憶に残っていった、社会に向かう糧となるのか想像が難しい。

習慣は、意志より強いと考える。

強い意志を続けられる人は、ほんの一握り。

習慣になれば、強い意志を意識しなくとも続けられるものである。そのために部活があり、繰り返しのドリルや音読があると考ええる。しかし、家にこもり、外はマスクで極力話をしない、その習慣は今後何を生むのか心配である。多感な時期に、多様な外的刺激は必ず必要と考える私としては、何か思い切って、子ども達に伝わるものを展開する必要があると願っている。

2020年2021年は大きな時代の変わり目を感じている。1989年1990年東西対立の時代を前提に、一面的な解釈が通用する時代から、多面的な変化の時代に移行し、1980年代からの宗教・民族による争い、金融地球化（自由化）、地球温暖化問題などから全体の流れとして、「グローバル化」・「情報化」・「環境問題」の、3つの大きな流れが展開し始まっていたが、日本は1990年のバブル崩壊まで、内政的な経済中心の展開に浮かれていたことが、その後の30年となってしまった。

グーグルやアップルは80年代から情報産業の急進のエンジンのような役割をはたしてきた。日本の情報化は、今回のコロナ禍の中で、必要におされ急ごしらえで展開したが、まだ基盤が出来ていない。30年前の大きな方向展開の時と同じような時を、ここ2年が過ぎたとき迎えるように推察する。そこで今回の「教育プラン2025」も、毎年新たな変化をとらえ常にバージョンアップしながら進まない、年々意味のない計画となってしまうように想定される。

計画によると、総合化は着実に図られているとみられる。これからは、先導化する内容を加味して、個性化を際立たすことができれば、変化の時代を乗り切れるように思う。

池内 耕作（茨城キリスト教大学教授）

学校教育課所管の「東海村教育振興基本計画ーとうかい教育プラン2025ー策定」は、ほぼその作成計画通りに進捗し当該プランの完成をみた。よって、自己評価Aとなっており、評価委員としても異論はない。あわせて、おそらくは「プラン2030」となる次期プランの策定に向け、評価委員として期待していることを今一度2点ほど強調しておきたい。第一に、2025プランの綿密な評価に基づいて2030プランを策定すること。したがって、2025プラン遂行の過程で何が課題として明らかとなったのか、その課題を解決するための施策は、新プランのどの事業にあたるのかの説明責任を果たしていただきたい。例えば「インターネットや携帯電話に関わる人権侵害などの課題への対応」という、誠に重い施策（理屈で言えば憲法問題レベルの施策）について、2020プランの評価はCとなっている。ならば2025プランでは、何を手当てするのか。新プランを読むだけでは、評価がCであった事実ともども、わからない（ヒリングしてみて、ようやくぼんやりとわかる）。第二に、その場合の評価は、毎年度「進捗」だけでなく「成果」（村民にもたらされた便益）に焦点を充てること。以上2点は、一般論として未だ教育行政機関にかけている視点だと思われるし、本村における2020プランから2025プランへの引き継ぎにおいても欠けていた事柄だと思われる。

同課所管の「学校給食食物アレルギー対応事業」は、事業設定として適切であり、素晴らしい施策だ。コロナ禍を主因として、進捗としてはB判定となったが、ここでも仮に「進捗」だけでなく「成果」指標を計画段階から立てていれば、十分にA判定であったかも知れない。この場合の「成果」とは何か。行政機関としての思想が問われるが、例えば「達成目標」に書かれている通り、『全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにする』、私はまさにこのことだと思う。『全ての児童生徒』を主語にしたら、当然この場合、食物アレルギーを有する一部の子ども達に視点が向くはずだ。そしてその子ども達は、楽しんだか。喜び、満足し、友達と同じものを食せないことの疎外感を少しでも解消できたか。そうした本当の意味での「成果」と呼ぶべきものが、今回も少し、紙面上、ぼんやりしていた。人々の主観（実感）をしっかりと測る。昨今の行政評価において、この観点は意外にも乏しい。

この観点から言えば、生涯学習課所管「青少年相談員の運営について」は、ともかくも「相談員の活動により、抑止効果及び見守られている実感など、効果が認められる」との「成果」を書き、自己評価をAとした。無論、「抑止効果」を測るというのは悪魔の証明のごとき難題だ。「見守られている実感」のエビデンスを出せと言われても戸惑う。しかし、こうした実感を関係者がほぼ例外なく、素朴な直感として抱い

ており、このことについて誰も異論や反論を唱えないのであれば、それはかけがえのない「成果」のエビデンスだと言ってしまえばいいのだろうと思う。ただし、さらなる指標としてはこれまでもずっと記してきたように、例えば東海村の青少年非行事情、検挙・補導件数が現状いかほどかをしっかり明示し、これをこうした事業によってどこまで抑制（あるいは維持）するのか、といった視点が重要だろう。大切な税金である。主観は何より大事だが、客観材料もほしい。

同課所管「青少年相談（カウンセラー面接相談・電話相談）」についても同様である。何らかの新たな価値を創出したり、露見している問題の解消を測ったりするための施策とは異なり、言うなれば「未然防止」の策であるから、うまくいっていればいほど成果が見えにくい。ただし今後、少なくとも「相談内容の内訳」くらいは整理・公表する必要がないだろうか。さらには、相談者の悩みがどの程度解決されたのかが一番の関心ごとでもある。難しいとは思いますが、例えばそうした「解決率」をひとつの指標にしたとき、仮にこれが全相談件数のうち10%程度であっても、十分な成果だろうと私なら思う。こうした「量の多寡」は、事柄の性質によって目標値が異なっても当然だ。しかしともかくも、まずは数えてみなくては始まらない。

指導室「いじめ問題に関すること」については、いじめに対する対応の道筋として大事な事柄が、この数年で概ね学校現場と共有できたと感じている。しかしここまでは、「法の定義に照らしていじめとなるものを見逃さない」ための営為がひとまず整った、というだけだ。過去を思えば有意義なことだが、次年度以降はいよいよ、いじめの解決率・解消率を目標にすべきと考える。そしてこの場合、何をもって解決とするのが大事だ。ところがこの点についても、ひとまずの理念・指針・様式等々のレベルですり合わせがほぼ済んでいる。その要点は、「加害者による謝罪をもって解決とみなす」といったこれまでの判断を改めることである。これにかえて、双方の話し合いや加害者による謝罪等を経て以降、少なくとも半年間は毎月、再発が生じてないかを丁寧に観察し、その結果を双方の保護者に連絡し続け、半年の無事を経てようやく「ひとまずの解決」とみなし、それでも気を抜かないという「息の長いいじめ対応指針」であろうと思う。おそらく、全国的にみてもかなり先進的な指針になっており、その実質も伴ったと考えられるため、今後はぜひその実効性を、確かな実践をもって検証していただきたい。

指導室「不登校児童生徒の支援に関すること」については、昨年同様の評価を繰り返しておきたい。まず「再登校人数の増」をもって事業の成功とみなす時代は、とうに過ぎ去っている。確かに、ポジティブな気持ちで再登校できる子ども達が増えるなら、それは良いことだし、当年度もこの点で一定の成果をみた。しかしこうした言うなれば「学校教育法が目線」だけでなく、それと並び立つかたちで平成28年に法制

化された「教育機会確保法が目線」を、学校教育関係者こそ急いで具備すべきだろうと思う。つまりは、さしあたり不登校児童・生徒にならずとも済む「よき学校づくり」を目指す努力は継続しながらも、学校こそが最善かつ唯一の教育の場であるとの時代錯誤な固定観念を、同時に捨てよということである。フリー・スクール、ホームスクーリング、通信教育等々、教育委員会や学校が不登校児童・生徒諸君に示すことのできる「学校以外の道（選択肢）」が、現状、しっかり示されているとは思えない。裏を返せば、教委・学校の側に未だ「すべての子どもに適応的な学校を構築すべき」との学校万能論が根強く存しているからだと思う。しかし今、それは可能なのだろうか。そんな実現不可能な理想を抱き続けて、果たして教職員も行政も疲弊しないのか。開き直れとは言わないが、「ゼロ不登校」を掲げ続けるべきではない。大事なのは、当該児童・生徒にとってベストな道を、きちんと説得的に示すことができ、保護者ともども納得できるようになることだ。こうした検討もぜひ事業化していただきたい。（ただし「いじめ」等を要因とする不登校は、その要因解消が先決である。したがって、次年度は不登校要因の内訳資料を求めたところである。）